

議案第7号

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年3月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例

加西市個人情報保護条例（平成１７年加西市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４６条第１号中「統計法（昭和２２年法律第１８号）第２条に規定する指定統計」を「統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第４項に規定する基幹統計」に改め、同条第２号中「第８条第１項」を「第２４条第１項」に改め、同条第３号を次のように改める。

- (3) 統計法第２７条第２項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに含まれる個人情報

附 則

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

(審議資料)

加西市個人情報保護条例において引用している統計法の改正に伴い、適用除外規定に関する改正を行うもの。